

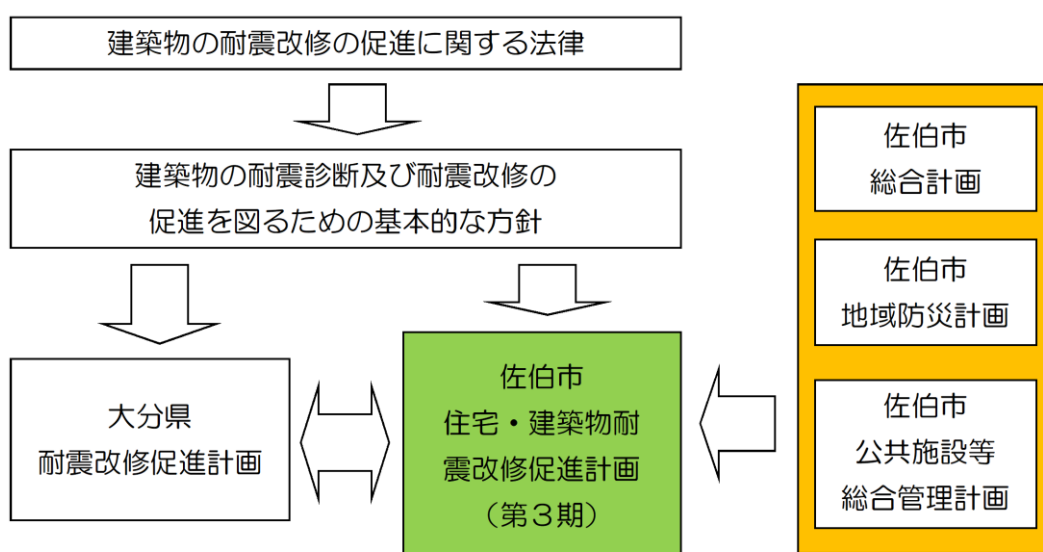
佐伯市住宅・建築物耐震改修促進計画（第3期） 概要版

1 計画策定の目的と役割

(1) 目的

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市、県及び建築関係団体等が連携して、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とする。

(2) 計画の位置付けと役割



(3) 計画の期間

令和8年4月から令和18年（2036年）3月まで

2 耐震化の現状と目標

国の耐震化の目標

建物種別	令和5年度末	令和12年度末	令和17年度末
住宅	90%	—	おおむね解消

大分県の耐震化の目標

建物種別	令和5年度末	令和12年度末	令和17年度末
住宅	88%	95%	おおむね解消

佐伯市の耐震化の目標

建物種別		令和6年度末	令和12年度末	令和17年度末
住宅 ※		79.8%	83.0%	86.0%
特定既存耐震不適合建築物	第1号	85.0%	85.6%	86.1%
	第2号	62.7%	63.3%	63.8%
	第3号	68.4%	70.0%	72.0%
市有建築物		92.6%	93.0%	93.5%

- ※ 住宅については令和5年度
 ※ 第1号特定既存耐震不適合建築物 多数の者が利用する建築物で、政令で定めるもの
 ※ 第2号特定既存耐震不適合建築物 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
 ※ 第3号特定既存耐震不適合建築物 通行を確保すべき道路に接する通行障害建築物

3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策等

(1) 住宅の耐震化の促進

ア 普及・啓発

- ・相談窓口の充実
- ・パンフレット等の配布
- ・ホームページ等による広報
- ・耐震アドバイザー派遣制度の周知

イ 耐震診断・耐震改修を行う市民への支援

- ・木造住宅耐震診断補助事業
- ・木造住宅耐震改修補助事業
- ・耐震シェルター補助事業

ウ 税制優遇 耐震改修を実施した場合の税制の優遇措置の周知

◎ 大分県

(2) 特定既存耐震不適合建築物の耐震化の促進

ア 指導・助言

イ 普及・啓発

(3) 市有建築物の耐震化の促進

ア 市有建築物耐震化

イ 市有建築物耐震化台帳の整備・更新

4 地震に対する総合的な安全対策

(1) ゆれやすさマップの公表

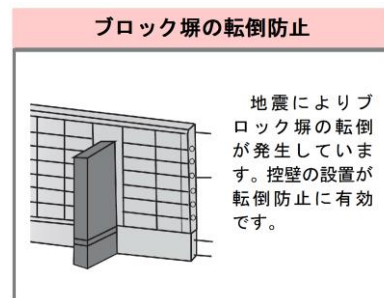
(2) エレベーターの安全対策

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

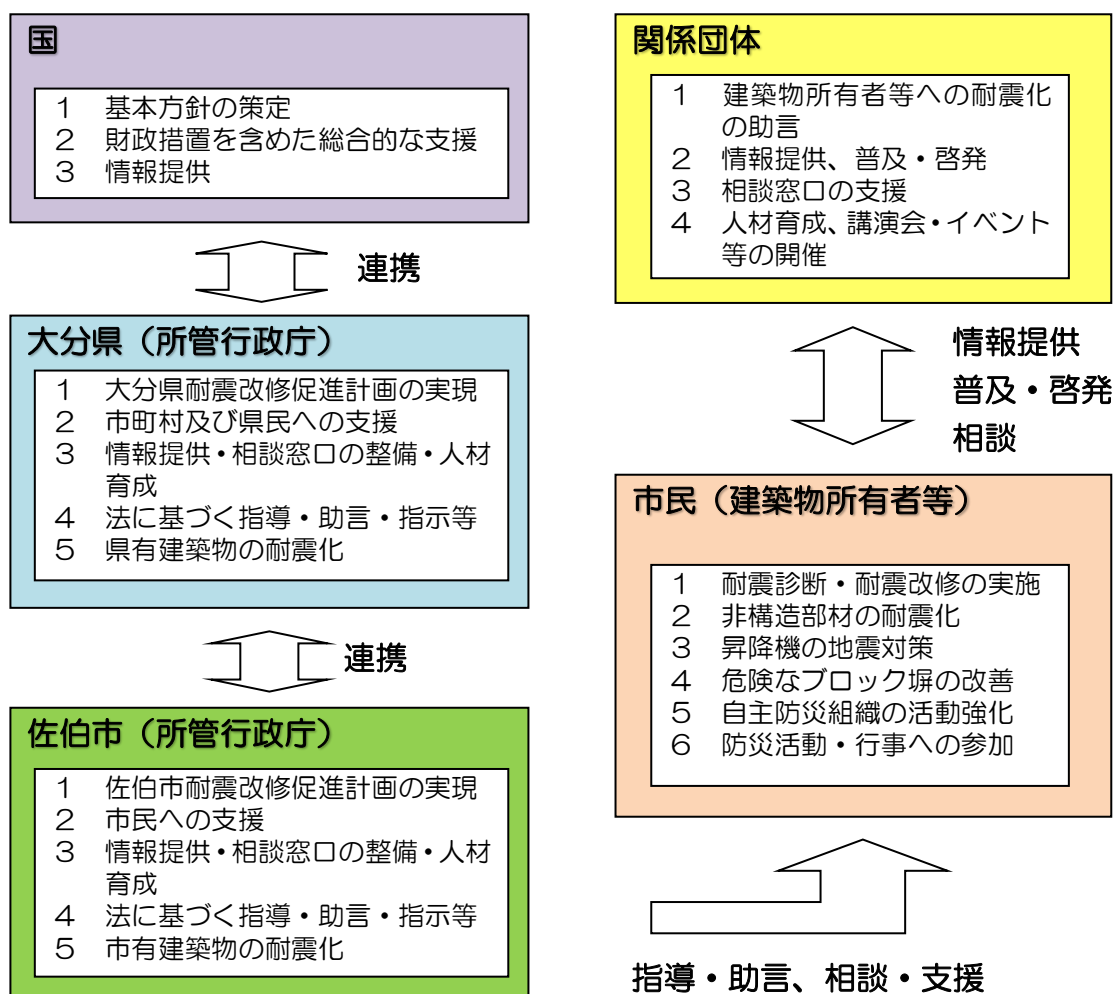
(4) 落下物防止対策

(5) 大規模空間の天井の落下防止対策

(6) 家具等の転倒防止対策



5 関係機関及び建築物所有者等の役割分担



6 相談窓口

相談窓口	住所	電話
佐伯市建設部建築住宅課 建築指導係	〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号	0972- 22-3574
大分県土木建築部建築住宅課 大分県建築総合防災推進協議会	〒870-8501 大分市大手町三丁目1番1号	097- 506-4679